

民法（テキスト）

左：誤、右：正

【8頁】[過去問2] 事案3段落・3行目

なお、契約締結の場合には、X の求めに応じて <u>G</u> も同席した。	なお、契約締結の場合には、X の求めに応じて <u>Z</u> も同席した。
--	--

【20頁】1・④

④代表の方法、総会の運営、財産の管理 その他団体としての <u>主要な争点</u> の確定の4 つである。	④代表の方法、総会の運営、財産の管理 その他団体としての <u>主要な点</u> の確定の4つ である。
---	--

【28頁】(3) ア・2段落・2行目

これは、善意の第三者の <u>登記保持権原</u> を 基礎づけることになるから、	これは、善意の第三者の <u>権利</u> を基礎づけ ることになるから、
--	--

【34頁】4・2段落・2行目

②表意者に重大な過失がある場合であつ <u>ても</u> 相手方又は第三者から錯誤無効を主張 することは許されない	②表意者に重大な過失がある場合におい <u>て</u> 相手方又は第三者から錯誤無効を主張す ることは許されない
---	--

【37頁】脚注2)

権利保護資格要件は、 <u>第三者が法律上の 利害関係を有するに至った時点（契約なら 契約締結時点）</u> で具備していることが必要 である。	権利保護資格要件は、 <u>被欺罔者によって 契約が取り消される前に具備している必要 である（類型別130頁参照）</u> 。
---	---

【67頁】脚注1) 2段落目

担保物権は、債務者及び設定者との関係 では、 <u>被担保債権から独立した形では被担 保債権と同時でなければ消滅時効によって 消滅しない</u> （396条）。	担保物権は、債務者及び設定者との関係 では、 <u>被担保債権から独立した形では消滅 時効によって消滅しない（＝被担保債権と 同時でなければ消滅時効によって消滅しな い）</u> （396条）。
---	--

【91頁】[論点2]

ランクをBからAに変更する。

【93頁】脚注1)

総まくり97頁 ( <u>イ</u> ) では、不法行為者で	総まくり97頁 ( <u>オ</u> ) では、不法行為者で
--------------------------------	--------------------------------

ある Y が「第三者」に当たる余地・・・	ある Y が「第三者」に当たる余地・・・
----------------------	----------------------

【99頁】2(2)イ(ア)

例えば、 <u>抵当権設定登記が(1)の抵当権設定契約</u> の義務の履行としてされたことなどである。	例えば、 <u>抵当権設定登記が抵当権設定契約</u> の義務の履行としてされたことなどである。
--	--

【106頁】(4) ex1の3行目

<u>同参考</u> についての C の所有権が消滅する。	<u>動産甲</u> についての C の所有権が消滅する。
-------------------------------	-------------------------------

【110頁】3・2段落・2行目

占有取得の原因（権原）ないし事情から <u>客観的に基準として判断される。</u>	占有取得の原因（権原）ないし事情から <u>客観的に判断される。</u>
---	--------------------------------------

【141頁】[論点5] 問題提起1行目

同一物上保証人の <u>所有不動産に第一順位</u> の共同抵当権が設定され、その後、	同一物上保証人の <u>所有不動産の双方に第一順位</u> の共同抵当権が設定され、その後、
---	--

【141】[論点6] 問題提起4行目

物上保証人所有不動産乙から先に競売する異時配当がなされたときは、 <u>不動産甲</u> の所有者たる物上保証人は、債務者に対する求償債権を取得し、	物上保証人所有不動産乙から先に競売する異時配当がなされたときは、 <u>不動産乙</u> の所有者たる物上保証人は、債務者に対する求償債権を取得し、
--	--

【142頁】[論点8] 論点名

<u>共同抵当の放棄</u>	<u>先順位の共同抵当権の一方の放棄</u>
----------------	------------------------

【209頁】[論点8] 3段落目

そこで、 <u>按分の抗弁は認められない</u> と解する。	そこで、 <u>支払拒絶の抗弁は認められない</u> と解する。
--------------------------------	----------------------------------

【211頁】[論点10]

一番下の段落における「価格賠償」を全て「価格償還」に変更する。

【212頁】6(1)イ・2段落・1行目

もっとも、被告である転得者の前者（受益者・中間転得者）には及ばないから、	もっとも、 <u>判決の効力は被告である転得者の前者（受益者・中間転得者）には及ばな</u>
--------------------------------------	--

	いから、
--	------

【241頁】オ（イ）1段落・1行目

受働債権の <u>差押え前</u> に取得した債権を自働債権とする相殺は、原則として禁止される（511条1項前段）。	受働債権の <u>差押え後</u> に取得した債権を自働債権とする相殺は、原則として禁止される（511条1項前段）。
--	--

【246頁】3（1）2段落・5行目

③債権者からの <u>相対</u> 可能性の確保等が挙げられる。	③債権者からの <u>相殺</u> 可能性の確保等が挙げられる。
----------------------------------	----------------------------------

【256頁】（3）1段落・2行目

AがBに対する債権をCとDに二重譲渡したという事案における <u>第一譲受人CB</u> に対する譲受債権履行請求では、	AがBに対する債権をCとDに二重譲渡したという事案における <u>第一譲受人CのB</u> に対する譲受債権履行請求では、
--	---

【261頁】2・2段落・最終行

③債務者Bが債務者対抗要件を具備している他の譲受人Dに対して弁済をすれば債権は消滅する。	③債務者Bが債務者対抗要件を具備している他の譲受人Dに対して弁済をすれば債権は消滅する。 <u>加えて、④BがCに弁済することも許される。</u>
--	---

【262頁】1・1段落・1行目

<u>改正前</u> 民法下では、	<u>改正</u> 民法下では、
-------------------	------------------

【265頁】[論点1] 論点名

[論点1]「 <u>債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権</u> 」の意味	[論点1]「 <u>対抗要件具備時よりも前の原因に基づいて生じた債権</u> 」の意味
---	---

【273頁】4（2）1段落

契約相手方の利益にかんがみ、契約当事者の一方と引受人の合意のみならず、契約相手方の承諾（同意）も <u>必要であると解すべきである。</u>	契約相手方の利益にかんがみ、契約当事者の一方と引受人の合意のみならず、契約相手方の承諾（同意）も <u>必要であると定められている。</u>
--	--

【276頁】（3）ア

ア．絶対的効力事由 ・請求	ア．絶対的効力事由 ・請求
------------------	------------------

<p>➡<u>不可分債権</u>では、各債権者は「全ての債権者のために」全部又は一部の履行を請求することができるから(432条)。</p> <p>・ 弁済その他債権者に満足を与える事由及びこれに関連する事由</p> <p>➡<u>不可分債権</u>では、債務者は誰か一人の債権者に履行すれば「全ての債権者のために」履行したことになるから(432条)。</p>	<p>➡<u>連帯債権</u>では、各債権者は「全ての債権者のために」全部又は一部の履行を請求することができるから(432条)。</p> <p>・ 弁済その他債権者に満足を与える事由及びこれに関連する事由</p> <p>➡<u>連帯債権</u>では、債務者は誰か一人の債権者に履行すれば「全ての債権者のために」履行したことになるから(432条)。</p>
---	---

【283頁】[論点2] 論点名

[論点2] 合意解除に基づく <u>原状回復義務・損害賠償義務</u>	[論点2] 合意解除に基づく <u>原状回復義務</u>
-------------------------------------	------------------------------

【291頁】(3) 2段落・3行目

<p>なお、主たる債務者が事後通知を怠り、受託保証人が事前通知を怠った場合、<u>443条2項</u>の適用はなく、受託保証人による弁済は有効とみなされないと解すべきである。</p>	<p>なお、主たる債務者が事後通知を怠り、受託保証人が事前通知を怠った場合、<u>463条2項</u>の適用はなく、受託保証人による弁済は有効とみなされないと解すべきである。</p>
---	---

【292頁】(5) 項目名

(5) 共同 <u>訴訟</u> 人間の求償権	(5) 共同 <u>保証</u> 人間の求償権
-------------------------	-------------------------

【302頁】脚注2) 2行目

<p><u>改正前民法536条2項</u>前段により具体的報酬請求権の「発生」を根拠づける必要があるところ、これは可能であると解されている(概要249頁)。</p>	<p><u>改正民法536条2項</u>前段により具体的報酬請求権の「発生」を根拠づける必要があるところ、これは可能であると解されている(概要249頁)。</p>
--	---

【318頁】[論点1] 1段落・2行目

<p>死因贈与は、単独行為である遺贈と異なり、相手方(受贈者)との合意により<u>成立契約</u>であるから、</p>	<p>死因贈与は、単独行為である遺贈と異なり、相手方(受贈者)との合意により<u>成立する諾成契約</u>であるから、</p>
---	---

【322頁】2(3) 2段落目

・ 手付解除をするためには、手付の倍額を	・ <u>売主</u> が手付解除をするためには、手付の
----------------------	------------------------------

「現実に提供」する必要 <u>である</u> 。	倍額を「現実に提供」する必要 <u>がある</u> 。
--------------------------	-----------------------------

**【325頁】[論点1] 問題提起2行目**

他人物売買が解除された場合（541条、542条1項1号、同条項3号）、買主は原状回復義務（ <u>545条1項本文</u> ）の内容として目的物の使用利益を返還する義務を負うか。	他人物売買が解除された場合（541条、542条1項1号、同条項3号）、買主は原状回復義務（ <u>545条1項本文、3項</u> ）の内容として目的物の使用利益を返還する義務を負うか。
---	--

**【329頁】(エ) 1段落・2～3行目**

改正民法下では、売主は契約内容に適合した種類・品質・数量の目的物を引き渡す義務を負うため、同義務の不履行として生じる目的物に <u>瑕疵</u> がなければ買主が得たであろう履行利益を観念することができる。	改正民法下では、売主は契約内容に適合した種類・品質・数量の目的物を引き渡す義務を負うため、同義務の不履行として生じる目的物に <u>契約不適合</u> がなければ買主が得たであろう履行利益を観念することができる。
---	--

**【333頁】ウ・2段落・5行目**

買主には、 <u>前記(イ)</u> の場合と同様、目的物の契約不適合を理由とする債務不履行責任の追及（履行の追完請求・代金減額請求・損害賠償請求・契約解除）が認められる。	買主には、 <u>前記イ</u> の場合と同様、目的物の契約不適合を理由とする債務不履行責任の追及（履行の追完請求・代金減額請求・損害賠償請求・契約解除）が認められる。
--	--

**【354頁】(ウ)(i) 3段落目**

脚注3)として、以下の文章を追加する。

541条に基づく催告解除の場合、541条但書との関係で、信頼関係の不破壊が抗弁に回る。これに対し、542条に基づく無催告解除の場合、催告をしなくても不合理とはいえないほどの背信性（信頼関係の破壊）が請求原因となる（類型別114頁参照）。
--

**【356頁】1(1)E1**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧所有者と賃貸借契約を締結</li> <li>・権利主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧所有者と賃貸借契約を締結</li> <li>・<u>上記契約に基づく引渡し</u></li> <li>・権利主張</li> </ul>
---	--

**【366頁】脚注1)**

脚注1)を削除する。賃貸人の地位の移転に伴う費用償還義務の承継については、改正民法605条の2第4項で明文化されているため。

【371頁】ランクの変更

第8章 請負 におけるランクを、BからAに変更する。

【409～411頁】[過去問] 2 (2)～(3)

<p>したがって、Cは、債権譲渡契約によってAのBに対する原状回復請求権を取得する。</p> <p>(3) よって、Cの請求が認められる。</p>	<p>したがって、Cは、債権譲渡契約によってAのBに対する原状回復請求権を取得する。</p> <p><u>(3) CがAから取得した原状回復請求権を行使する際、Bからは、不法原因給付の抗弁(708条本文)が主張されることが想定されるが、これについては708条但書の再抗弁が認められる。</u></p> <p>(4) よって、Cの請求が認められる。</p>
---	---

【409～411頁】[過去問] 3 (2)～(3)

<p><u>(2)</u> したがって、Aが無資力であり「債権を保全する必要」も認められるのであれば、Cは、上記損害賠償請求権を被保全債権として、貸金500万円を上限として(423条の2:被保全債権額上限ルール)、AのBに対する原状回復請求権を代位行使(423条)することで、金銭を直接に自己に支払うよう請求することができる(423条の3)。</p>	<p><u>(3)</u> したがって、Aが無資力であり「債権を保全する必要」も認められるのであれば、Cは、上記損害賠償請求権を被保全債権として、貸金500万円を上限として(423条の2:被保全債権額上限ルール)、AのBに対する原状回復請求権を代位行使(423条)することで、金銭を直接に自己に支払うよう請求することができる(423条の3)。</p> <p><u>(4) なお、債権者代位構成の場合も、Bから423条の4に基づき不法原因給付の抗弁(708条本文)が主張されることが想定されるが、これについては708条但書の再抗弁が認められる。</u></p>
---	---

【428頁】[論点4] 2段落目

<p>そこで、<u>共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる自己の内部的負担額を超えて被害者に弁済をした共同不法行為者は、被用者の内部的負担額について他の共同不法行為者の使用者に対して求償できると解する。</u></p>	<p>そこで、<u>被害者に弁済をした共同不法行為者は、共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる被用者の内部的負担部分について、当該被用者の使用者に対して求償できると解する。</u></p>
---	--

【428頁】[論点5] 2段落目

<p>[論点4]と同様に考えて、<u>共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる自己の内部的負担額を超えて被害者に弁済をした共同不法行為者の使用者は、被用者の内部的負担額について他の共同不法行為者の使用者に対して求償できると解する。</u></p>	<p>[論点4]と同様に考えて、<u>被害者に弁済をした共同不法行為者の使用者は、共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる他方の被用者の内部的負担部分について、他方の被用者の使用者に対して求償できると解する。</u></p>
--	---

【437頁】3(1)

<p>(1) 当事者間での効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦同氏 (750 条)</li> <li>・配偶者相続権 (890 条)</li> <li>・同居・協力・扶助の義務 (752 条)</li> <li>・成年擬制 (753 条)</li> </ul>	<p>(1) 当事者間での効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦同氏 (750 条)</li> <li>・配偶者相続権 (890 条)</li> <li>・同居・協力・扶助の義務 (752 条)</li> <li>・<del>成年擬制 (旧 753 条)</del></li> </ul> <p>➡平成 30 年改正により成年年齢が 18 歳に引き下げられるとともに (4 条)、男女双方の婚姻適齢が 18 歳とされたことにより (731 条)、成年擬制規定は存在意義を失ったため、削除された。</p>
---	---

【445頁】1(1)イ(ア)

<p>イ. 資格 (ア) 養親 成年に限る (792 条)。なお、<u>成年擬制 (753 条) の適用はある。</u></p>	<p>イ. 資格 (ア) 養親 成年に限る (792 条)。</p>
--	--

【463頁】13・1段落1行目、3段落1行目

<p><u>899</u>条の2第1項は、…  なお、<u>899</u>条の2は、…</p>	<p><u>889</u>条の2第1項は、…  なお、<u>889</u>条の2は、…</p>
---	---

【476頁】㊸

<p>㊸被相続人・配偶者間で配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき (554 条による 1028 条 1 項 <u>1号</u> の準用)</p>	<p>㊸被相続人・配偶者間で配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき (554 条による 1028 条 1 項 <u>2号</u> の準用)</p>
---	---

民法（論証集）

左：誤、右：正

【8頁】[過去問2] 事案3段落・3行目

なお、契約締結の場には、X の求めに応じて <u>G</u> も同席した。	なお、契約締結の場には、X の求めに応じて <u>Z</u> も同席した。
---------------------------------------	---------------------------------------

【215頁】第2節・2段落目④

④代表の方法、総会の運営、財産の管理 その他団体としての <u>主要な争点</u> の確定の4 つである。	④代表の方法、総会の運営、財産の管理 その他団体としての <u>主要な点</u> の確定の4つ である。
---	--

【23頁】4・2段落・3行目

②表意者に重大な過失がある場合 <u>であつても</u> 相手方又は第三者から錯誤無効を主張することは許されない	②表意者に重大な過失がある場合 <u>において</u> 相手方又は第三者から錯誤無効を主張することは許されない
--	---

【54頁】[論点2]

ランクをBからAに変更する。

【82頁】[論点5] 1段落・1行目

同一物上保証人の <u>所有不動産</u> に第一順位の共同抵当権が設定され、その後、	同一物上保証人の <u>所有不動産の双方</u> に第一順位の共同抵当権が設定され、その後、
---	--

【83頁】[論点6] 問題提起1段落・4行目

物上保証人所有不動産乙から先に競売する異時配当がなされたときは、 <u>不動産甲</u> の所有者たる物上保証人は、債務者に対する求償債権を取得し、	物上保証人所有不動産乙から先に競売する異時配当がなされたときは、 <u>不動産乙</u> の所有者たる物上保証人は、債務者に対する求償債権を取得し、
--	--

【83頁】[論点8] 論点名

<u>共同抵当の放棄</u>	<u>先順位の共同抵当権の一方の放棄</u>
----------------	------------------------

【120頁】[論点9] 3段落目

そこで、 <u>按分の抗弁は認められない</u> と解する。	そこで、 <u>支払拒絶の抗弁は認められない</u> と解する。
--------------------------------	----------------------------------

【121頁】[論点12]

一番下の段落における「価格賠償」を全て「価格償還」に変更する。

【132頁】3（2）1段落・1行目

受働債権の <u>差押え前</u> に取得した債権を自働債権とする相殺は、原則として禁止される（511条1項前段）。	受働債権の <u>差押え後</u> に取得した債権を自働債権とする相殺は、原則として禁止される（511条1項前段）。
--	--

【140頁】第2節・2・1段落・最終行

③債務者Bが債務者対抗要件を具備している他の譲受人Dに対して弁済をすれば債権は消滅する。	③債務者Bが債務者対抗要件を具備している他の譲受人Dに対して弁済をすれば債権は消滅する。 <u>また、④BがCに弁済することも許される。</u>
--	--

【143頁】[論点3] 論点名

[論点1]「 <u>債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権</u> 」の意味	[論点1]「 <u>対抗要件具備時よりも前の原因に基づいて生じた債権</u> 」の意味
---	---

【147頁】4（2）1段落

契約相手方の利益にかんがみ、契約当事者の一方と引受人の合意のみならず、契約相手方の承諾（同意）も <u>必要であると解すべきである。</u>	契約相手方の利益にかんがみ、契約当事者の一方と引受人の合意のみならず、契約相手方の承諾（同意）も <u>必要であると定められている（539条の2）。</u>
--	--

【151頁】[論点2] 論点名

[論点2] 合意解除に基づく <u>原状回復義務・損害賠償義務</u>	[論点2] 合意解除に基づく <u>原状回復義務</u>
-------------------------------------	------------------------------

【154頁】（5）項目名

（5）共同 <u>訴訟</u> 人間の求償権	（5）共同 <u>保証</u> 人間の求償権
------------------------	------------------------

【168頁】[論点1] 1段落・2行目

死因贈与は、単独行為である遺贈と異なり、相手方（受贈者）との合意により <u>成立契約</u> であるから、	死因贈与は、単独行為である遺贈と異なり、相手方（受贈者）との合意により <u>成立する諾成契約</u> であるから、
--	--

【171頁】[論点1] 問題提起2行目

他人物売買が解除された場合（541条、542条1項1号、同条項3号）、買主は原状回復義務（ <u>545条1項本文</u> ）の内容として目的物の使用利益を返還する義務を負う	他人物売買が解除された場合（541条、542条1項1号、同条項3号）、買主は原状回復義務（ <u>545条1項本文、3項</u> ）の内容として目的物の使用利益を返還する義務を負
---	---

か。	うか。
----	-----

【173頁】ウ・2段落・2～3行目

改正民法下では、売主は契約内容に適合した種類・品質・数量の目的物を引き渡す義務を負うため、同義務の不履行として生じる目的物に <u>瑕疵</u> がなければ買主が得たであろう履行利益を観念することができる。	改正民法下では、売主は契約内容に適合した種類・品質・数量の目的物を引き渡す義務を負うため、同義務の不履行として生じる目的物に <u>契約不適合</u> がなければ買主が得たであろう履行利益を観念することができる。
---	--

【185頁】(ウ)(i)3段落目

脚注3)として、以下の文章を追加する。

541条に基づく催告解除の場合、541条但書との関係で、信頼関係の不破壊が抗弁に回る。これに対し、542条に基づく無催告解除の場合、催告をしなくても不合理とはいえないほどの背信性(信頼関係の破壊)が請求原因となる(類型別114頁参照)。
--

【187頁】1(1)E1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧所有者と賃貸借契約を締結</li> <li>・権利主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧所有者と賃貸借契約を締結</li> <li>・<u>上記契約に基づく引渡し</u></li> <li>・権利主張</li> </ul>
---	--

【220～222頁】[過去問]2(2)～(3)

<p>したがって、Cは、債権譲渡契約によってAのBに対する原状回復請求権を取得する。</p> <p>(3)よって、Cの請求が認められる。</p>	<p>したがって、Cは、債権譲渡契約によってAのBに対する原状回復請求権を取得する。</p> <p><u>(3)CがAから取得した原状回復請求権を行使する際、Bからは、不法原因給付の抗弁(708条本文)が主張されることが想定されるが、これについては708条但書の再抗弁が認められる。</u></p> <p>(4)よって、Cの請求が認められる。</p>
--	---

【220～222頁】[過去問]3(2)～(3)

<p><u>(2)</u>したがって、Aが無資力であり「債権を保全する必要」も認められるのであれば、Cは、上記損害賠償請求権を被保全債権として、貸金500万円を上限として(423条の2:被保全債権額上</p>	<p><u>(3)</u>したがって、Aが無資力であり「債権を保全する必要」も認められるのであれば、Cは、上記損害賠償請求権を被保全債権として、貸金500万円を上限として(423条の2:被保全債権額上</p>
--	--

<p>限ルール)、A の B に対する原状回復請求権を代位行使 (423 条) することで、金銭を直接に自己に支払うよう請求することができる (423 条の 3)。</p>	<p>限ルール)、A の B に対する原状回復請求権を代位行使 (423 条) することで、金銭を直接に自己に支払うよう請求することができる (423 条の 3)。  <u>(4) なお、債権者代位構成の場合も、B から 423 条の 4 に基づき不法原因給付の抗弁 (708 条本文) が主張されることが想定されるが、これについては 708 条但書の再抗弁が認められる。</u></p>
--	--

**【232頁】[論点4] 2段落目**

<p>そこで、同条項の考えを求償関係にも及ぼし、<u>共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる自己の内部的負担額を超えて被害者に弁済をした共同不法行為者は、被用者の内部的負担額について他の共同不法行為者の使用者に対して求償できる</u>と解する。</p>	<p>そこで、同条項の考えを求償関係にも及ぼし、<u>被害者に弁済をした共同不法行為者は、共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる被用者の内部的負担部分について、当該被用者の使用者に対して求償できる</u>と解する。</p>
--	---

**【232頁】[論点5] 2段落目**

<p>そこで、同条項の考えを求償関係にも及ぼし、<u>共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる自己の内部的負担額を超えて被害者に弁済をした共同不法行為者の使用者は、被用者の内部的負担額について他の共同不法行為者の使用者に対して求償できる</u>と解する。</p>	<p>そこで、同条項の考えを求償関係にも及ぼし、<u>被害者に弁済をした共同不法行為者の使用者は、共同不法行為者各人の過失割合に従って定まる他方の被用者の内部的負担部分について、他方の被用者の使用者に対して求償できる</u>と解する。</p>
--	---

**【238頁】4段落目**

<p>これに対し、婚姻届に結び付けられた効果に関する規定は準用されない (ex.姻族関係：728 条、氏の変更：750 条、<u>成年擬制：753 条</u>、配偶者相続権：890 条、準正：789 条 1 項)。</p>	<p>これに対し、婚姻届に結び付けられた効果に関する規定は準用されない (ex.姻族関係：728 条、氏の変更：750 条、配偶者相続権：890 条、準正：789 条 1 項)。</p>
---	---

**【247頁】6・1行目**

<p><u>899</u>条の2第1項は、…</p>	<p><u>889</u>条の2第1項は、…</p>
----------------------------	----------------------------